

# 大分県教委住民訴訟事件

## 1 はじめに

(1) 地方公務員法第17条第1項は「職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができ」と規定し、職員の採用方法としては、人事委員会を置く地方公共団体においては、原則として「競争試験」によるものとするとともに、人事委員会を置かない地方公共団体においては、「競争試験又は選考」によるものとする旨を規定している（地方公務員法第17条の2第1項、第2項）。

(2) ところで、教育公務員特例法第11条は、地方公務員法が、上記のとおり、職員（地方公務員）の採用については「競争試験」

を原則としているのに対し、教育公務員（教員）の採用については「選考」によるものとする旨を規定しているのであり、教育公務員特例法が「選考」を原則とした理由については、教員の採用は、教員免許状を有するものからの採用であり、かつ、教育の特殊性からして「選考」が最も妥当であるとの考えによるものであると説明されている。

(3) 上記のとおり、教員の採用は「選考」によるものではあるが、あくまで受験者を平等に取り扱うことが大前提となっているのであり、特定の受験生について特別な便宜を図るなどということは絶対にあってはならないものであるし、いわゆる教員の採用に当たって「贈収賄」事件が起きることなど絶対にあってはならないものなのであ

る。

(4) 本件事案は、大分県教育委員会の教員の採用試験をめぐり、受験生の得点が不正に操作されたのみならず、「贈収賄」事件をも伴っていたという、正に「前代未聞」の事件と言っても決して過言ではない事案に対する最高裁判決であり、今後、同様の事件が起きない（あるいは、起こさない）ために参考となると思われるので紹介する次第である。

## 2 最高裁平成29年9月15日第二小法廷判決（平成28年（行ヒ）第33号事件）

### （1）事案の概要

(1) 本件は、大分県教育委員会の平成19年度

(平成18年7月・第1次試験、9月・第2次試験)、平成20年度(平成19年7月・第1次試験、9月・第2次試験)における教員採用試験において、受験生の得点を操作するなどの不正行為を行った大分県教委職員らの責任を追及する住民訴訟である。

- (2) A(平成18年7月・9月当時の大分県教委教育審議監)は、平成19年度の教員採用試験において、「特定の受験者を平成19年度試験に合格させてほしいなどの相当数の依頼を受け」たことから、人事班の主幹であるGに対し、受験者の中からAが選定した者を合格させるよう指示し、またH(当時の義務教育課長)も同様の依頼を受けていたので、Gに対し、受験者の中からHが選定した者を合格させるよう指示し、Gは、A及びHの上記指示を受け、受験者の得点を操作した上、教育長に可否の判定を行わせ、指示に係る受験生を合格させた。
- (3) なお、AがGに対し、合格させるよう指示した者の中には、県内の市立小学校の教頭であったB及びその妻であり県内の小学校の教諭であったC(B夫妻)の子も含まれており、B夫妻はAに対し、便宜を図ってもらうべく、金100万円の賄賂を供与していた事実もあった。
- (4) Aは、平成18年11月に退職し、Aの後任

として大分県教委教育審議監となったHは、平成20年度の教員採用試験において、上記同様、相当数の者から同様な依頼を受けたことから、G(平成19年7月・9月当時は、人事班の課長補佐となっていた。)に対し、Hが選定した者を合格させるよう指示し、Gは、Hの上記指示を受けたほか、県内の市立小学校の教頭であったDから、Dの子の合格を依頼されていたことからI(当時の人事班の副主幹)に指示して受験者の得点を操作した上、(2)と同様の方法により、指示に係る受験生を合格させた。

- (5) なお、DはGに対し、便宜を図ってもらうべく、金400万円の賄賂を供与していた事実もあった。
- (6) 上記不正操作の結果、平成19年度の教員採用試験においては39名が、また平成20年度の教員採用試験においては22名が、本来であれば合格していたにもかかわらず不合格となっていたものであり、上記の不合格者の中には、平成19年度、平成20年度いずれにおいても合格していたにもかかわらず、いずれも不合格となっていた者も7名含まれていた。

- (7) 大分県は、①平成19年度の教員採用試験において、合格していたにもかかわらず不合格とされた31名との間で、総額金

7095万円を支払う旨の和解をなすとともに、②平成20年度の教員採用試験において、合格していたにもかかわらず不合格とされた22名との間で、総額金1950万円を支払う旨の和解をなし、結局、平成22年12月及び平成23年3月に合計金9045万円の損害賠償金の支出をなした。

- (8) 本件事件が発覚して以降、県教委や県立・市町村立学校の管理職員らは、本来合格していたが不合格となった者を救済するための募金事業(特別支援事業)を行い、平成23年2月から3月に掛けて、大分県に対し、合計金4842万4616円を寄附した(本件第1寄附)のみならず、さらに県教委有志及び教育長経験者らは、平成24年2月に、大分県に対し、金500万円を寄附した(本件第2寄附)。
- (9) なお、Aは、平成18年11月に大分県を退職したことに伴い、退職手当(退職金)として3254万5896円の支給を受けていたが、前記(3)のB夫妻からの賄賂に係る収賄の罪による有罪判決を受けたことから、大分県教委はAに対し、退職手当全額の返納を命じ、Aは、平成21年1月に、退職手当全額の返納命令に従い、上記退職手当金3254万5896円を大分県に返納した。

(10) ちなみに、上記H、G、B夫妻(B・C)及びDは、いずれも懲戒免職処分を受けており、退職手当の支給はされなかったし、

Iは停職4か月の懲戒処分を受けたものであり、Eは平成19年当時は学校教育部長、Fは(有)M新聞社の事業局事業部長であった。

(11) 大分県は、求償権に係る専門家委員会を設けて求償権について検討し、平成23年8月には、求償権の対象として、①大分県が被害者に支払った損害賠償金合計9045万円から、②平成23年2月から3月に掛けて受領した本件第1寄附金4842万4616円(8参照)、及び③Aが平成21年1月に退職手当の返納命令に従い返納した金3254万5896円(9参照)を控除した金947万9488円を不正行為に関与した者から求償することとし、平成19年度の試験の不正に関与した者に対しては金739万8320円を、平成20年度の試験の不正に関与した者に対しては金208万1168円を求償することとした。

円、Iから金187万2520円の支払がなされ、その後、前記(8)記載の金500万円の寄附がなされたのである。

(13) 大分県の住民である原告らは、大分県が、本来合格とすべきであるにもかかわらず不合格となった者に支払った損害賠償金総額金9045万円については、国家賠償法第1条第2項に基づき、本件不正に関与した者に求償すべきものであるとして、住民監査請求をなしたところ、大分県監査委員が平成25年3月に監査請求を棄却したことから、大分県知事を被告として、不正行為に関与したA、B、C、D、E、F(なお、Gは平成22年12月に死亡しており、Hは平成22年2月に破産に伴う免責許可決定を受けている。)に金員の支払を命ずることを求める住民訴訟である本訴提起に至ったものである。

(14) 本訴の争点は、大分県が不合格者らに支払った損害賠償金9045万円について、大分県は、国家賠償法第1条第2項に基づき、不正に関与したものに求償権を有するか否か、また、大分県が求償権を有する金額はいくらであるか、の2点が中心的な争点となっていたものである。

(15) 第1審である大分地裁平成27年3月16日判決(『季刊公務員関係最新判決と実務問

答』第5号52頁。上記実務問答記載のアルファベットによる職員の表示と本最高裁判決のアルファベットによる職員の表示は、必ずしも一致していないので注意されたい。なお、以下において、表示については本最高裁判決の判示を基に修正して表示している。)は、①大分県が平成19年度教員採用試験に関して支払った金7095万円については、「国家賠償法1条1項に基づき前記39人に対して合計7095万円を支払った大分県は、Aに対し、国家賠償法1条2項に基づき、H及びGと連帯して7095万円の支払を求める求償権を取得したものと認められる」旨、②大分県が平成20年度教員採用試験に関して支払った金1950万円については、「国家賠償法1条1項に基づき前記22人に対して合計1950万円を支払った大分県は、H、G及びIに対して、連帯して1950万円の支払を求める求償権を取得したものと認められる」旨を判示し、最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決(民集58巻4号892頁。東京都自販機事件)及び最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決(裁判集民事230号609頁。尼崎市ごみ焼却場談合事件)を引用し、「国家賠償法1条2項に基づき求償権及び共同不法行為者に対する

求償権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実に当たるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するといふべきである」と判示した上、本件では、大分県において証拠資料を入手していたものと認められる旨を判示し、求償権の範囲については、大分県が支払った金9045万円から本件第1寄附と第2寄附の合計額金5342万4616円については求償権の一部について実質的にはその補填を受けたものと評価することは許されるが、Aが返納した退職手当金3254万5896円については、求償権が補填されたと判断することはできないと判示するとともに、E、Fには不正行為に関与したとは認められないと認定し、不正行為に関与したA、B、C、Dに対する求償権の不行使が違法となる旨を判示し、原告らの請求の一部を認容する判決をなしていたものである。

(16) これに対し、第2審である福岡高裁平成27年10月22日判決（前記『季刊公務員関係最新判決と実務問答』第5号41頁）は、Aが返納した退職手当金3254万5896

円等について、「Aが退職手当等全額の返納命令を受け、また、Hらが懲戒免職処分を受け、同人らに対する退職手当が支給されなかったのは、その地位や行為態様に照らし当然のことであるが、そのことと、これらの事実を求償権の行使という場面で考慮することが許容されるかは別の問題であり、県教委にも本件不正の発生について責任があることのほか、公務員の退職手当には賃金の後払いという性格もあること及び不正行為をした者に対する求償には大分県の財産管理という側面もあることをも考慮すると、求償権の行使に当たり、これら退職手当の返納や不支給の事実を、合理性の認められる限度で考慮すること自体は許容されると解するのが相当である」と判示した上、「Aが退職手当全額の返納命令を受けたのがその支給を受けてから2年が経過した後であり、返納の実現が必ずしも確実なものではなかったことなどの事情に照らすと、Aの返納額の限度で上記退職手当の返納や不支給に係る金額を求償権行使に当たって考慮するのは、求償権行使に対する過失相殺又は信義則上の制限として合理性を有するといふべきである」と判示し、結論として、「大分県が、Aの返納した退職手当相当額を求償しないことは違法ではな

い」と判示し、大分県において、Aの退職手当が全額返納されている事実等を踏まえ、求償権の行使に制限を加えたことは違法ではないし、また、E、Fについては事実認定に及ぶまでもないとして、原告らの請求を全面的に棄却した。

## (2) 主文(要旨)

- (1) 原判決のうち、A、B、C、D、E、Fに関する部分を破棄する。
- (2) 本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

## (3) 判旨

(1) 「本件不正は、教育審議監その他の教員採用試験の事務に携わった県教委の職員らが、現職の教員を含む者から依頼を受けて受験者の得点を操作するなどして行われたものであったところ、その態様は幹部職員が組織的に関与し、一部は賄賂の授受を伴うなど悪質なものであり、その結果も本来合格していたはずの多数の受験者が不合格となるなど極めて重大であったものである。そうすると、Aに対する本件返納命令や本件不正に関与したその他の職員に対する退職手当の不支給は正当なものであったということができ、県が本件不正に関与した者に対して求償すべき金額から本件返納

額を当然に控除することはできない。また、教員の選考に試験の総合点以外の要素を加味すべきであるとの考え方に對して県教委が確固とした方針を示してこなかったことや、本件返納命令に基づく返納の実現が必ずしも確実ではなかったこと等の原審が指摘する事情があったとしても、このような抽象的な事情のみから直ちに、過失相殺又は信義則により、県による求償権の行使が制限されるということとはできない。」

(2) 「したがって、上記の事情があることをもって上記求償権のうち本件返納額に相当する部分を行使しないことが違法な怠る事実にあたるとはいえないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

(3) 「県の教員採用試験において不正が行われるに至った経緯や、本件不正に對する県教委の責任の有無及び程度、本件不正に關つた職員の職責、関与の態様、本件不正発覚後の状況等に照らし、県による求償権の行使が制限されるべきであるといえるか否か等について、更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。」

### 3 本最高裁判決の意味・射程

(1) 本件事案は、大分県教委が、平成19年度、平成20年度にわたり、教育審議監等の指示の下、組織的に不正行為を行ったという事案であり、「贈収賄」事件をも伴うものであつて、関係人も多数存在するのみならず、県教委OBによる寄附が行われる等複雑な事案である。

(2) 第1審大分地裁平成27年3月16日判決は、①平成19年度採用試験において、子に對する便宜を図つてもらうべくAに對し金100万円の賄賂を供与したB夫妻の国家賠償法第1条第2項の責任、②平成20年度採用試験において、同じく子に對する便宜を図つてもらうべく、Gに對し金400万円の賄賂を供与したDの国家賠償法第1条第2項の責任についても、金額を含めて判示しているものであり、正に長大な判決であるのに對し、第2審福岡高裁平成27年10月22日判決は、例えばAについていえば、退職手当を返納していることから、これ以上責任を追及すべきものではないとの価値判断の下に判示したものと考えられるものであり、いみじくも、「求償権行使に對する過失相殺又は信義則上の制限」との表現を用いていることから明らかとなり、民

法第715条第3項に關する最高裁昭和51年7月8日第一小法廷判決（民集30卷7号689頁）を踏まえて判示、判断したものと考えられるものである。

(3) しかし、改めて述べるまでもなく、上記最高裁昭和51年7月8日第一小法廷判決は、あくまで民間企業（私企業）における従業員が惹起した過失による交通事故の事案であり、公務員の故意による不正行為と同一に論ずることは絶対にできないものである。

(4) 本最高裁判決は、Aが返納した退職手当金3254万5896円等については、上述のとおり、「Aに對する本件返納命令や本件不正行為に關与したその他の職員に對する不支給は正当なものであつた」と明確に判示した上、「県が本件不正に關与した者に對する求償すべき金額から本件返納額を当然に控除することはできない」と判示しているものであり、福岡高裁との対比からすれば、不正を行った職員に對しては損害賠償金の求償という観点からしても厳しく対処すべきものであると判示したものと評価できるものである。

(5) ちなみに、本最高裁判決には、山本裁判官の意見が付されているところ、山本裁判官は、Aが返納した退職金のみならず、「本

件第1寄附」「本件第2寄附」を控除することについても言及し、「原審は、第1寄附を請求額から差し引いた理由及び根拠として、第1寄附は本来合格していたにもかかわらず不合格となった者に対して県が支払った損害賠償金の財源に充当してほしいとの趣旨を示して抛出されたものである」と等から、県が実質的にその補てんを受けたと評価できるといふ事情を挙げるが、このような事情だけではとても納得することができない」と意見を述べるとともに、さらに「Aは、県の教育審議監として、人事権その他県の教育界を動かす権限があった者であることは、容易に推察できる。見方によれば、そのような立場にあった者のかつての影響力を慮った元部下たちが、その傘下の県教委職員や公立学校の校長等から事実上強制的に寄附金を集め、最終的にはAの損害賠償義務の軽減に用いられるようにもつていったと解釈できなくもない。仮にそれが事実であるとすれば、私はあるまじき行為であると考ええる。とりわけ組織の長あるいはこれに準ずる立場にある者は、自らの不祥事に基づく損害賠償責任は自ら果たすべきであり、仮にもその責任が一部にせよ部下に押し付けられるようなことはあつてはならないと考える次第である」と

さえ述べている点は注意すべきものである。(6) 結局、本最高裁判決は、職員採用試験における不正など絶対にあつてはならないものであり、上記不正行為に関与した者について、懲戒処分等の制裁や退職手当の不支給（返納）のみならず、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権についても非常に重い責任を負うことになることをも判示している。なお、国家賠償法第1条第2項については、県が国家賠償訴訟で敗訴した事案（賠償金4億9148万6600円）に関し、県が当時の県知事に対し、国家賠償法第1条第2項に基づき、上記賠償金全額の金4億9148万6600円の求償訴訟を提起したところ、福岡高裁平成24年2月16日判決（判例秘書登載）は、当時の県知事は国家賠償法第1条第2項が規定する重過失が認められる旨を判示するとともに、諸事情に照らして、「被控訴人の控訴人に対する求償権の範囲ないしその額は、信義則の10分の1に相当する額に制限され、同額をもつて相当とすべきである」と判示している（なお、上記福岡高裁平成24年2月16日判決の上告審である最高裁平成26年1月16日第一小法廷決定（判例秘書登載）は、

櫻井裁判官の反対意見はあるものの、「上告棄却」「上告不受理」の判断をなしているので参考にされたい。）のである。

## 4 おわりに

(1) 地方公共団体に対する住民の信頼は、地方公共団体職員が不正な行為を絶対に行わないことが前提条件となっているのである。職員が、組織内部において不正な行為を行った場合には、懲戒処分のみならず、住民訴訟においても重大な責任を負わなければならないものである。

(2) なお、本最高裁判決を読む限り、A及びH等が指示したとしても、部下職員たるG（及びI）が毅然とした対応をなしておけば不正行為は防げたのではないかと思うとともに、部下職員としては、上司に対し、主張すべきことは主張しておくべきものであつたのではなかつたかと思うものである。(3) 最後に、地方公共団体職員としては、組織内部において不正な行為など絶対にあつてはならないものであること、及び地方公共団体には住民訴訟という訴訟制度が存在することを決して忘れてはならないことを付言する次第である。